

現場代理人の常駐に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、令和5年11月1日以降に由布市が発注するの建設工事に適用する。

(現場代理人の兼務の申請)

第2条 受注者は、建設工事を受注している場合で、それぞれの建設工事の請負金額がいずれも4,000万円未満（建築一式工事の場合は8,000万円未満）であり、かつ、当該工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がないと認められるときは、それぞれの建設工事ごとに、様式1により現場代理人の兼務を発注者に申請することができる。

第3条 兼務できる建設工事は2件とする。

第4条 災害復旧工事については別途定める。

(現場代理人の兼務に係る承認)

第5条 発注者は、受注者の申請に基づき、当該申請に係る各建設工事の現場間の移動時間及び距離、施工形態等を勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

(承認通知)

第6条 発注者は、現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに受注者に通知するものとする。

(現場代理人が兼務する工事に対する報告義務)

第5条 発注者が現場代理人の兼務を認めた工事について、工事現場の安全確保を図るため、受注者は施工管理の状況を当該工事の監督員を通じて発注者に報告しなければならない。また、受注者は、当初、兼務工事でなかったものが、その後の受注により兼務工事となった場合は、兼務承認を得た旨を当該工事の監督員に報告しなければならない。